# 特定空家等に対する措置の手順（概念図）

空家情報の収集・提供
（区民、町会、パトロール等）

**現地調査（法第９条関係）**
〇現地調査の実施による空家等の状態の把握（外観調査）
〇現地調査に基づく対応方針の検討

適切管理状態

管理不全状態

特定空家状態

**所有者等調査（法第９・１０・１１条関係）**
〇空家ＤＢ（データベース）の確認（法第１１条）
〇不動産登記情報の確認
〇固定資産税課税情報等の情報提供請求（法第１０条）　等
**特定空家状態の空家等に対する立入調査（法第９条第２項関係）**
〇特定空家状態と推認できる状況等が確認できる場合は、法第９条第２項に基づき立入調査を実施

緊急安全措置
（空家等の管理不全状態に起因して区民に危害が及ぶことを避けるため緊急の必要がある場合に、緊急安全措置を行うことができる）

報告・承認

・空家ＤＢに登録
・所有者等との連携

・空家ＤＢに登録
・所有者等への啓発

◎特定空家等対策に係る庁内検討組織により、特定空家等に係る判断基準に基づき特定空家等該当性の判定を行う

助言・指導（法第１４条第１項関係）

勧告（法第１４条第２項関係）

命令（法第１４条第３項関係）

氏名等公表措置（上記命令に従わない場合には、命令に従わなかった者の氏名及び住所、命令の対象である空家等の所在地を公表できる）

行政代執行（法第１４条第９項関係）

対策を協議

特定空家等対策に係る庁内検討組織